

2013年5月10日
社会民主党千葉県連合
代 表 小宮 清子

「原発事故子ども・被災者支援法」の地域指定と健康調査についての要請書

2011年3月の福島原子力発電所の爆発事故によって、千葉県内の広い地域が放射性物質によって汚染されました。汚染のレベルは、文部科学省の調査によって、高い地域では土壤汚染が6万ベクレルから10万ベクレル/m²、地上1メートルの空間線量が0.2から0.5マイクロシーベルト/時であることが明らかにされました。放射線管理区域（4万ベクレル）を超える線量で地域全体が汚染されているのです。ICRPなどが公衆の被曝限度量としている年間1ミリシーベルトも大きく超えています。その結果、2012年1月以降、県内の9市が放射能汚染対処特措法により汚染状況重点調査地域に指定されました。

重点調査地域に指定された県内9自治体では、除染実施計画を策定し、放射線量の測定・除染・食品の検査が行われています。しかし除染されたのは広く汚染された地域の中の学校や公園など一部地点にとどまり、一度除染された公園なども数ヶ月すると再び放射線量が上昇しています。農産物は種類によっては厚労省の基準値を上回る放射線量が測定され、川や湖沼の魚も基準値を上回ったままです。また2011年の3月22日に北千葉広域水道企業団の測定で浄水から336ベクレル/kgのヨウ素131が検出されていますが、事故直後の放射性雲の通過による被ばくの調査はまだまったく行われていません。

こうした中で、我が党や多くの市民が、空間線量の測定の活動、広範囲な土壌調査、事故直後にこの地域を流れた放射性ヨウ素の値の推計等々の取り組みを独自に行ってきました。

また県内9市とほぼ同じ放射線量の茨城県取手市の学校検診データによって、事故の後から子どもの心電図異常が増大していることも明らかになりました。チェルノブイリ事故の後周辺国で増大したQT延長症候群、右脚ブロックなどの疾患が、この地域で増大しているのです。

事故後2年を経た今でも年間1ミリシーベルト（0.23マイクロシーベルト/時）を大きく超える場所が存在するこの地域では、母親たちは、風が強く、土ぼこりが舞う日には、子どもたちをマスク無しで外出させることが出来ません。また母親たちは、自ら専門医を探し遠くまで出かけて子どもに甲状腺検査や心臓検診などを受けさせており、その経済的負担も過重なものとなっています。放射能に関する情報の認知度や経済的条件の違いによって自主検診を受けられる子ども

とそうでない子どもとの間で、健康の重みの格差が生じかねないことに、母親たちは困惑も覚えています。

「原発事故子ども・被災者支援法」は、昨年 6 月に超党派の国会議員の全員賛成によって成立した法律です。この法は、被災者の自己決定権の重視、法の施行に被災者の声を反映させることを謳い、子どもや妊婦への放射能の影響を防止することを強調しています。放射能の健康への影響は科学的に未解明なところが多いからこそ、予防原則重視の立場で年間 1 ミリシーベルトを超える地域では子どもや妊婦の健康調査が重要であることを法案提出者は明確に表明しています。

現在開催中の国会でも、多くの国会議員が年間 1 ミリシーベルトの地域を支援法の対象に含めるべきとの意見を述べています。チェルノブイリ事故の後のウクライナやベラルーシでは、年間 0.5 ミリ以上の地域の住民には医療をはじめとする社会的経済的支援が与えられ、1 ミリ以上では避難の権利が発生することを考えれば、当然のことです。

この地域に住む市民はいま、この地域を支援法の対象地域に含める事、子どもと妊婦への継続的な健康調査を実施する事を求めています。すでに 2011 年 12 月に茨城県、岩手県、宮城県の当局は子どもの健康調査の必要性や統一的基準策定と財政措置を国に要求しています。また茨城県各市町村、茨城県市長会・町村長会は、国に対して、子ども被災者支援法の地域指定を要請をし、千葉県 9 市からも支援法の適用を求める要望が国に提出されています。

我が党は、汚染地帯の市民とともに国との交渉を 5 回にわたって重ね、また国会と政府宛の署名活動に取り組んできました。そうした取り組みの結果、下村文部科学大臣は「自治体の意向があれば学校検診において放射能検査に協力する」との国会答弁を行うに至っています。

社会民主党千葉県連合は、「原発事故 子ども・被災者支援法」の趣旨を踏まえ、千葉県当局に対し以下のことを速やかに国に求めるよう、強く要請するものです。

記

1. 「原発事故子ども・被災者支援法」の基本方針策定においては、千葉県内において空間線量が 2011 年度 1 ミリシーベルト/年を超えた地域、及び汚染状況重点調査地域に指定された地域は必ず対象地域に含めること。

2. 上記の地域においては、子どもや妊婦の健康管理調査等を定期的に継続して実施すること。

以上